

羽生市 Hanyu City Earthquake Hazard Map

地震ハザードマップ

ハザードマップの使い方

防災の基本は、「自助」です。

災害が発生した場合、救急・救助等により消防や警察の支援が遅れたり限界がある場合があります。

このような時に大切なことは、自分の身を守るための「自助」の取り組みです。

ステップ1 自宅周辺を確認

ハザードマップで自宅の位置、想定される被害の状況を確認しましょう。

ステップ2 避難経路を確認

最寄りの避難所等を確認して、避難経路を考えてみましょう。

ステップ3 避難経路を歩く

「ステップ2」の避難経路を実際に歩き、問題があれば見直ししましょう。

ステップ4 家族等との確認

家族やご近所の方等と「ステップ1～3」について話し合ってみましょう。

「ステップ1～4」は、「自助」の第1歩！

防災について



地震ハザードマップとは？

地震ハザードマップとは、地震に関する情報等を提供することにより、日頃からの防災意識の向上を図り、地震発生時には、速やかに避難するために参考にしていただくためのものです。地震ハザードマップで自宅周辺の状況を確認するとともに、実際の地震では、想定通りの震度や被害が発生するとは限りませんので、非常用品の備蓄や家具の転倒防止対策等、日頃からできる備えを実践していきましょう。

地震ハザードマップのお問い合わせ先

地域振興課 〒348-9601 埼玉県羽生市東6丁目15番地
TEL：048-561-1121 / FAX：048-563-2322

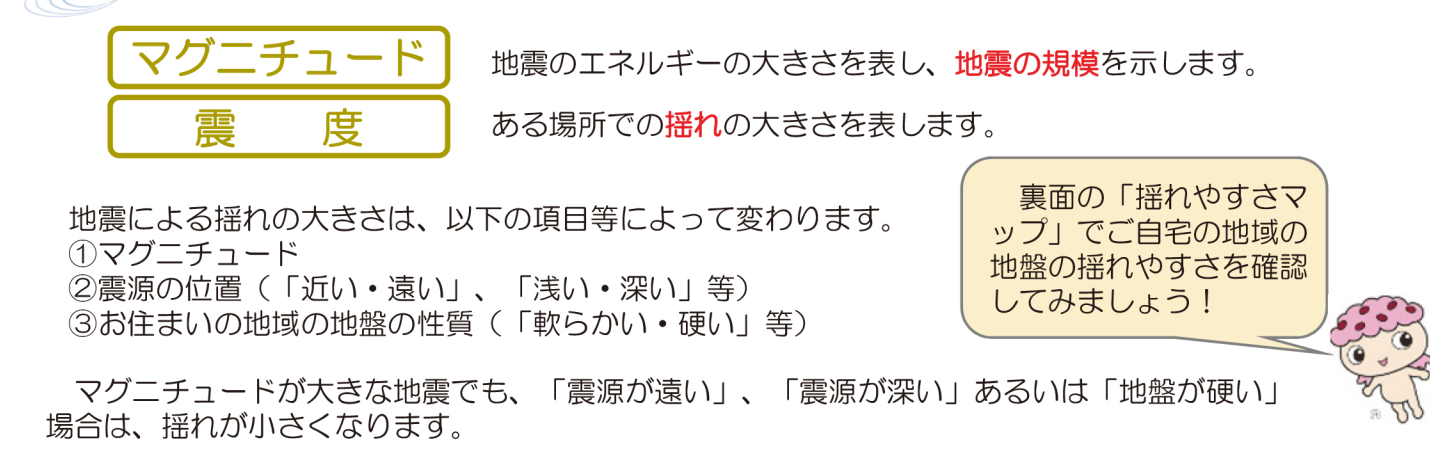
平成30年3月

こんな時どうすればいいの？

洪水発生時の心構えとポイントを確認しましょう。

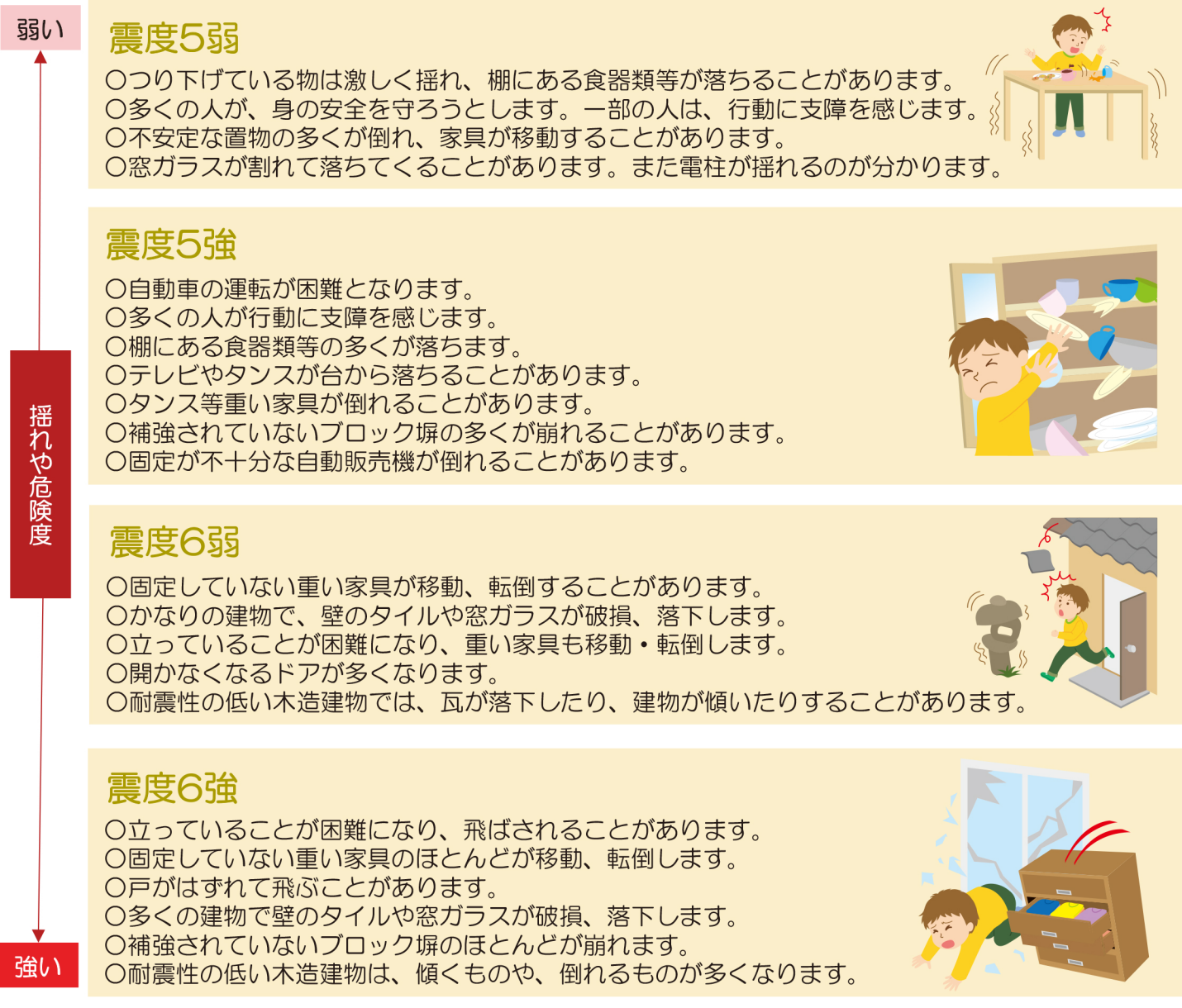


マグニチュードと震度について



震度と揺れの状況

震度は、気象庁が定めた震度階級によって表現され、10階級で示されます。この地震ハザードマップで想定している地震は「茨城県南部地震」と「関東平野北西縁断層帯地震」です。これらの地震が発生した場合、市には**震度5強**、**5強**、**6弱**、**6強**が想定されています。裏面の「震度マップ」や「建物の倒壊危険度マップ」で、あなたのお住まいの地域に想定されている地震ごとの**揺れ**や**建物倒壊の危険度**等を確認してみましょう。



避難所等一覧

指定避難所			
指定避難所とは、災害時に自宅で生活ができなくなった方が避難生活を送ることができる屋内施設です。			
No.	施設名	所在地	電話番号
①	羽生北小学校	北2-1-1	561-0058
②	羽生南小学校	南6-5-1	562-1901
③	西中学校	羽生120	561-0161
④	中央地域活動センター	中央2-8-10	562-1558
⑤	羽生市体育館	東9-1-1	563-0150
⑥	市民プラザ	中央3-7-5	560-3111
⑧	ワークヒルズ羽生	下羽生1014-1	563-5111
⑨	水質浄化センター	大沼2-63	565-1551
⑩	羽生実業高等学校	羽生323	561-0341
⑪	羽生高等学校	加羽ヶ崎303	561-0718
⑫	羽生第一高等学校	下岩瀬153	561-6511
⑬	羽生ふじ高等学校	下羽生320-1	560-2020
⑭	誠和福祉高等学校	神戸706	561-6651
⑮	新堀第二小学校	上新堀5716	561-0409
⑯	新堀第二小学校	下新堀1099	561-0778
⑰	新堀地域活動センター	上新堀5630-4	561-1013
⑱	須影小学校	須影672	561-0666
⑲	須影地域活動センター	須影714	561-0667
⑳	南中学校	中岩瀬226	563-0253
㉑	岩瀬小学校	上岩瀬1756	561-0803
㉒	岩瀬地域活動センター	上岩瀬2367	561-5070
㉓	川俣小学校	本川俣629	561-1006
㉔	川俣地域活動センター	本川俣630	562-0321
㉕	井泉小学校	藤井上郷270	565-2320
㉖	井泉地域活動センター	藤井上郷275	565-1009
㉗	東中学校	夕暮1448	565-3741
㉘	手子林小学校	下手子林555	565-1069
㉙	手子林地域活動センター	下手子林805	565-2668
㉚	三田ヶ谷小学校	弥勢87	565-0008
㉛	三田ヶ谷地域活動センター	弥勢634-1	565-0040
㉜	村君小学校	堤107	565-0223
㉝	村君地域活動センター	下村君2227	565-3538

指定緊急避難場所		
指定緊急避難場所とは、災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るための場所です。		
No.	施設名	所在地
①	羽生中央公園	東9丁目地内
②	羽生西公園	小湊貫110
③	栄町公園	西2-12
④	小松浦上公園	西3-16
⑤	大和町公園	北3-7
⑥	羽生平和公園	東6-2
⑦	旭町公園	南5-13
⑧	小松浦下公園	南2-27
⑨	元町公園	南2-12
⑩	新堀公園	西5-8
⑪	新田前公園	西4-17
⑫	宮田1号公園	南7-15-1
⑬	宮田2号公園	南7-20-1
⑭	宮田3号公園	南8-5-1
⑮	前谷公園	南6-4-1
⑯	城沼公園	東7-8-5
⑰	榎子前公園	東3-45
⑱	榎木東公園	東3-19
⑲	榎木西公園	東3-13
㉑	大沼公園	北2-9
㉒	新田前公園	三田ヶ谷地内
㉓	羽生スカイスポーツ公園	常木1175
㉔	羽生スカイスポーツ公園	大沼2-75
㉕	大沼公園	中央1-1537-3
㉖	新田前公園	小松280
㉗	小松東公園	小松台2-705-9
㉘	小松南公園	小松台1-603-39
㉙	小松北公園	小松台1-516-9
㉚	葛西水公園	本川俣1013-1
㉛	風の公園	南羽生4-12-3
㉜	山の公園	南羽生1-231-13
㉝	空の公園	南羽生1-20-1
㉞	光の公園	南羽生3-18
㉟	上新堀並公園	上新堀5988-1
㊱	太極公園	南羽生2-24-1
㊲	上川崎公園	川崎2-267-1
㊳	下川崎公園	川崎2-281-30
㊴	岩瀬第8公園	中岩瀬220
㊵	本川俣公園	本川俣540-2
㊶	上岩瀬産業団地公園	上岩瀬737-3

※上付き○：指定緊急避難場所としても指定されています。

※上付き☆：広域避難場所としても指定されています。

避難時の注意点

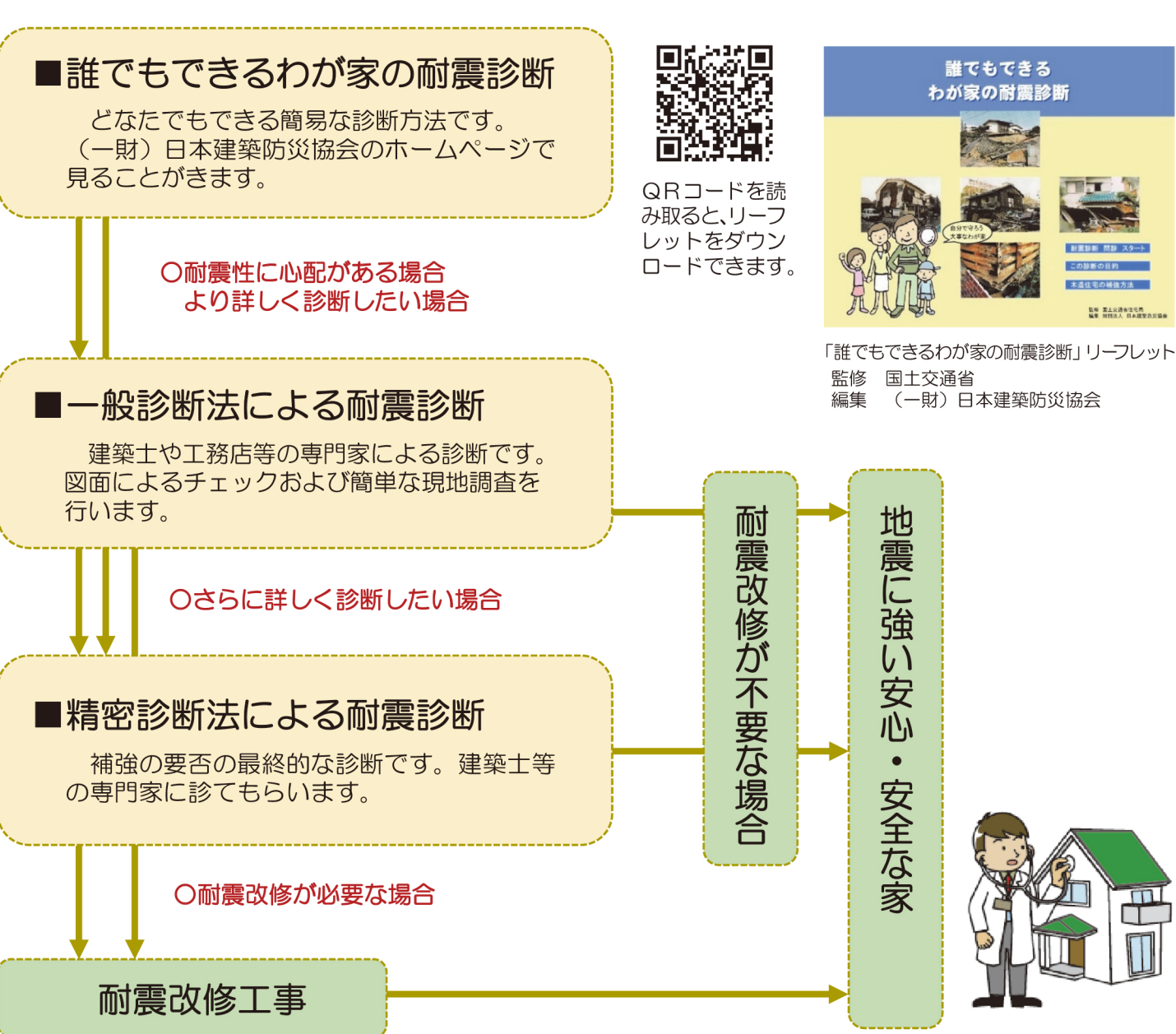
災害発生時における、車内への避難は、エコノミークラス症候群発症のおそれがあります。

エコノミークラス症候群とは

エコノミークラス症候群（深部静脈血栓症および肺塞栓症）とは、長時間身体を動かさない（例、同じ姿勢で座り続ける）ことにより足の静脈内に血栓を生じ、やがてその血栓が血流に沿って移動し、肺の血管を詰まらせ呼吸不全をもたらすものです。

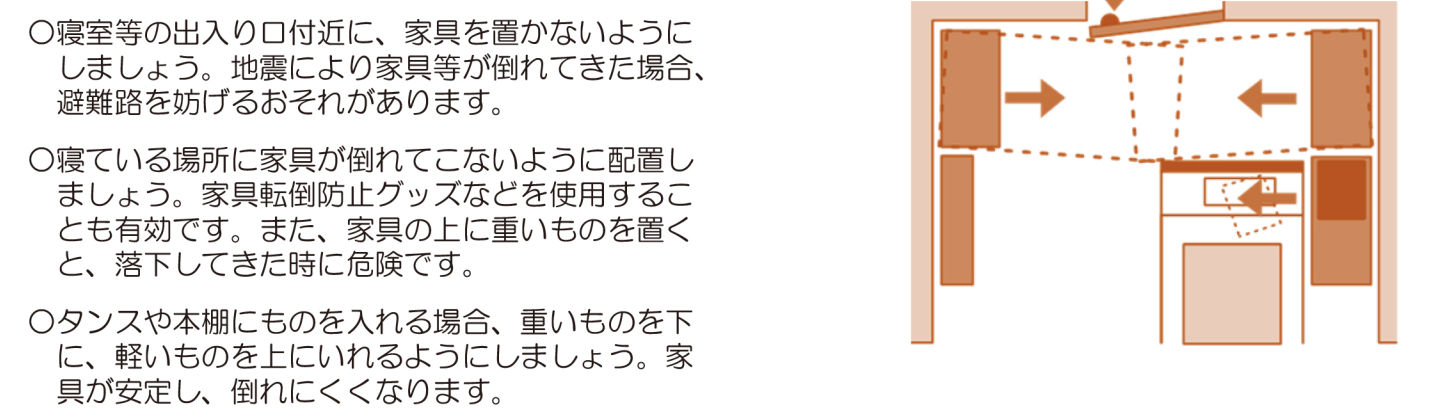
やむを得ず車内に避難する場合、「時々深呼吸をする」、「適度な水分をとる」、「ゆったりとした服装に着替える」、「ふくらはぎを軽くもんだり、足首の運動をする」等を実践してみましょう。

耐震診断の考え方



室内家具の配置の工夫

地震によって怪我をした方のうち、およそ30～50%が、家具等の転倒、落下が原因となっています。地震による怪我を防ぐために、普段から家具等の配置や向きを確認しましょう。



災害時の事前準備

各家庭で日頃から備蓄している非常用品は、災害時の命づなになります。特に災害発生後3日間は、行政の活動も救急・救助活動が中心となる可能性があります。以下を参考に最低3日間分、できれば7日間分の備蓄をしておきましょう。

備蓄の豆知識

- ＜飲料水＞ ・飲料水は1人1日3リットルが目安です。ペットボトル等で、家族全員の分を用意しておきましょう。
- ＜食料＞ ・お米や乾麺、缶詰等、保存の効くものをなるべく多く用意しておきましょう。
- ※普段の生活の中で買い置きし賞味期限が来る前に消費しながらか定期的に買い足すことで、無理なく備蓄ができます。（ローリングストックと呼びます。）
- ＜その他＞ ・簡易トイレ（汚物処理袋）等を用意しておきましょう。

避難に備えて、携行品の確認もしておきましょう

○貴重品	○現金	○預金通帳、印鑑	○身分証明書	○健康保険証	※コピー可
○非常食	○非常食（9食×人数分。ビスケットや缶詰等、加熱不要なものも備えましょう）				
○衣類等	○替えの衣服・下着類	○タオル	○手袋（作業用）		
○小道具類	○懐中電灯・携帯ラジオ	○乾電池	○ティッシュ・ウェットティッシュ		
	○ナイフ・缶切り	○ライター・ろうそく	○使い捨て食器・キッチンラップ		
	○ごみ袋（厚手のビニール袋）	○ドライシャンプー			
○応急医療品	○常備薬	○育児用品	○石けん	○救急セット	
	○痛み止め・解熱剤	○風邪薬・胃腸薬		○お薬手帳	
○救出作業用具	○ヘルメット		○ロープ		

※上記は、一例です。各家庭の事情（乳幼児、高齢者、女性の有無等）に合わせたものを用意しましょう。

○常備薬について
日頃からお手元の常備薬を切らさないようにすることが、いつ来るかわからない災害への備えになります。家族の中に日常的に処方薬を必要としている方がいる場合は、1週間程度のゆとりをもって医療機関等を受診するようお掛けしましょう。

家族での確認事項

災害時に備えて、家族で緊急時のルール等を決めておきましょう。

①集合場所・避難場所

②行先のメモを残す場所・方法

③災害時の連絡先

④連絡の取次先（遠方の親戚・知人等）

名前	_____
電話番号	_____
携帯電話	_____
メール	_____
名前	_____
電話番号	_____
携帯電話	_____
メール	_____

もしもの時の備え

あなたの命や財産を守るためには、**建物の耐震化が極めて重要**です。

地震による死亡・怪我の原因

熊本地震（平成28年4月発生）での死者のうちの約8割は、地震直後の家具、建物による圧死といわれています。

倒壊しやすい建物の特徴

- 建物の壁面が傾斜しており、目視によってその傾斜がわかる。
- 窓の敷居が水平を欠いている。
- 屋根が重く、壁に筋交いが少ない。
- 建物の土台部分が蟻害*（ぎがい）により、腐食している。
- 建物の基礎に鉄筋が入っていないコンクリートが使われており、基礎の強度が不足している。
- 塗装のモルタルに長い斜めのひび割れが入っている。

※蟻害：シロアリによる建物の被害のこと。

建築基準法改正に伴い建築年によって建物の強さが異なります～新耐震基準と旧耐震基準～

建築基準法は、建物を建築する際の法律です。安全で安心して暮らせる社会を築くために、これまで大きな地震を経験するたびに建築基準法における耐震基準は改正されてきました。特に、昭和56年（1981年）6月1日の改正は大きなもので、それ以前の基準は「旧耐震基準」、それ以降の基準は「新耐震基準」と呼ばれています。実際に、阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）、東日本大震災（平成23年3月発生）では旧耐震基準で建てられた建物に被害が多く発生しました。

自宅の耐震性の検討

自宅について、昭和56年以前に建てられたと心当たりのある方は、専門家による耐震診断を受けることをお勧めします。

住宅の耐震診断について

- 旧耐震基準の建築物は、耐震診断を受けましょう。
- 耐震診断は家の健康診断です。
- 耐震診断を受けて、耐震改修工事に活かしましょう。



写真 1階部分が押しつぶされた建物（出典：キロクマ！熊本素材写真アーカイブス）



右ページに記載の、「耐震診断の考え方」を参照し、自宅の地震対策について考えてみましょう。